

特報部

FAX 03 (3595) 6911 E-mail tokuho@chunichi.co.jp

2018年以降、「全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関西支部）」の組合員が相次いで逮捕、起訴された問題。労働組合や組合員らが国などを相手取り、一連の捜査が憲法や労働組合法が保障する団結権を侵害し、恣意的な拘禁に当たるとして国家賠償を求めた訴訟の口頭弁論が11日、東京地裁であった。意見陳述で原告の組合員、弁護団が「この事件は警察・検察による組合つぶしだ」と訴えた。（山田祐一郎）

「たった一度のピラまきで逮捕される世の中になった」とこぼりしている。原告の一人の西山直洋執行委員が証言台の前に立ち、こう訴えた。工事現場で夏季の法令違反を指摘する「コンクリート活動」の一環として配布したたいてい10年月に監獄警に逮捕された。恐喝未遂罪で起訴された。この事件の保釈が認められたのは、約7カ月後。「保釈には、自分の事件以外の条件が多々付けられていた。接触禁止となる関係者は100人以上だ。5年間、身動きがきかない状態。不安定な生活がまかり通っている」とに抗議している。

# 関西生コン事件

## 「警察・検察の組合つぶし」

### 国賠訴訟 口頭弁論で原告側

保釈後、2カ月足らずで別の強要未遂、威力業務妨害事件で和歌山県警に逮捕されたが、不起訴となった。ピラ配布についても今年9月、大阪高裁の無罪判決が確定した。このような留置を警察、検察は何とも思わないのか。無罪が確定しても一切反省していない」と強調した。計8回起訴され、拘留日数が644日に及んだ徳川裕司執行委員長は、昨年度に国連人権理事会の「ビジネスと人権」作業部会の調査チームと面談したことを明かした。今年5月に公表された報告書が一連の事件について取り上げ、「企業の人権尊重を確実にするための公正合法的な職場慣行を促進する上で労働組合が重要な役割を担っている」と強調したことを指摘し、「国連機関も強い関心を寄せていることを知ってもらいたい」と述べた。

一連の事件では、組合員66人が起訴されたが、この1年間で3件11人の無罪判決（一部無罪を含む）が確定している。「判決が確定した5件のうち3件で

## 「たった一度のピラまきで逮捕」



国賠訴訟の口頭弁論を前に記者会見する原告弁護団。6月27日、東京・鶴が関の司法記者クラブで

無罪が出ている。有罪率99・9%の日本で驚ほどの無罪率が何を意味するのかが目玉としてほしい」

「この事件は生コン業界と警察・検察が休んだ組合つぶしだと話した徳川さん。取り調べで検察官が組合員に対して、組合からの脱退を迫っていた。法廷で意見を述べた弁護団の

たと、国賠訴訟で録画された取り調べの様子を明らかにするよう求めた。

関生支部は、ミキサー車運転手が個人で加盟する産業別労働組合で、団体交渉で勝ち取った労働条件を業界全体に適用する。組合員が有罪になった事件では、同支部の組合活動が憲法28条の団結権等の保障を享受した正当な行為であることが認められなかった。

法廷で意見を述べた弁護団の海澤雄一弁護士は「拡散した動画などで関西支部が反社会組織であるかのような宣伝がこれ大手メディアが報じてこなかった。事件を公に論評するだけでも困難な社会的風潮ができてきた」と説明。「この事件は、検察官、警察官による誤った法解釈と偏見に基づいて立てられた下に行われた冤罪事件だ」とした。

被告となっている国と京都府、滋賀県、和歌山県はいずれも拘留や取り調べの違法性を否定。一（原告側）は身柄拘留の長期化を企図した「恣意的拘禁」との主張は何ら根拠のない臆測で理由がない」と主張している。

「ピースの追跡」